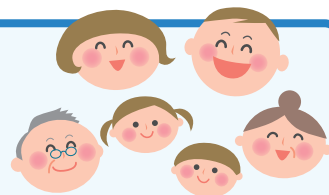




社会福祉法人の社会貢献活動

～おおいた“ぐらしサポート”事業から2年が経過～



県内の社会福祉法人が協働し「豊かな地域社会づくり」をめざして、平成27年7月に発足した「大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」(以下「協議会」)は様々な事業を展開しています。

主な事業として、既存の制度では対応できない「制度の狭間」の問題や生活困窮者等のさまざまな福祉課題に、施設職員が相談員(「以下「CSW(コミュニティソーシャルワーカー)」)となり相談者に寄り添い継続的な支援を行う「おおいた“ぐらしサポート”事業」を展開しています。

事業開始から2年が経過、これまで各施設のCSWが200件を超える多くの相談に対応してきました。相談者の状況としては、経済的困窮に陥った人がほとんどであり、失業、病気、多重債務、さらには社会的孤立、DV被害など重層的に絡んでいるケースが

ほとんどです。

また、相談者の状況によって緊急一時的に支援が必要な人には、10万円を限度とする経済的援助(現物給付)を行うこととしており、食材のほか料金滞納により停止された電気・ガス代、就労活動に必要な携帯電話料金や住居確保のための諸費用等々、昨年度末まで約160件、550万円の支援を実施してきました。

相談を受けるなかで、生活困窮に至る前の早期発見の仕組みや地域との関わりの構築、他の相談機関との連携が重要であることが見えてきました。

今後、協議会では多くの相談支援に対応するため、CSWの増員や市町村社協はじめ関係機関との連携強化を図るとともに、本事業の広報に一層努めていくこととしています。



世帯の自立をお助けします! ～生活福祉資金のご案内～

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び社会参加の促進を図り、相談者が安定した生活を送ることができるよう支援することを目的としています。

貸付対象者:大分県内に居住(または予定)している人

低所得世帯	世帯の収入が一定基準内の世帯
障がい者世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯

総合支援資金

失業などにより生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付けることで世帯の自立を支援する貸付制度です。

教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校等に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

不動産担保型生活資金

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。

福祉資金(技能習得、療養介護、住宅増改築、災害援護等)

低所得者、障がい者及び高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要少額の費用を貸し付ける制度です。10万円以内の貸付。

ご相談・お申し込みは、お近くの民生委員またはお住まいの市町村社会福祉協議会へ。

初心者
歓迎!

介護の職場を体験してみませんか!

～あなたのやさしさがきっと活かせる～

介護の仕事に関心をお持ちの方であればどなたでも結構です。参加費は無料です。

職場の体験

【実施の期間】 **2月28日(水)まで**

※定員になり次第**第1**切とさせていただきます。ご了承ください。

【実施の日程】 おおむね3日程度 8時30分～17時まで

※本人の希望を尊重します。



申込の方法

大分県福祉人材センター又はハローワークに設置している所定の「申込用紙」にてFAXで申込み。

申込締め切り

体験希望日の10日前まで

お問い合わせ先

大分県福祉人材センター

大分市明野東3丁目4番1号

大分県社会福祉介護研修センター内

TEL:097-552-7000 FAX:097-552-7002